

## 中小企業エキスパート派遣事業専門家募集登録要項

### 1 目的

この要項は、公財財団法人いばらき中小企業グローバル推進機構（以下「機構」という。）中小企業エキスパート派遣事業実施要項第4条の規定に基づき実施する専門家の募集・登録に関し、必要な事項を定める。

### 2 登録資格

専門家は、住所地から茨城県内の派遣先まで原則として日帰りで往復することができ、かつ、中小企業者等の経営若しくは技術の診断・助言に意欲を有する者であって、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 中小企業診断士、公認会計士、税理士、情報処理技術者、弁護士、技術士、経営士、弁理士、一級建築士、社会保険労務士、エネルギー管理士、品質マネジメントシステム審査員、環境マネジメントシステム審査員のいずれかの資格を有し、かつ2年以上の実務経験を有する者
- (2) 企画立案・設計及び新製品・新技術に関する実務に、概ね20年以上の経験を有する者
- (3) 経営コンサルタント業務に10年以上の経験を有する者
- (4) 技術コンサルタント業務に10年以上の経験を有する者
- (5) 大学、短期大学、高等専門学校において、自然科学等に属する科目の教授、准教授、講師である者
- (6) 自然科学等に属する科目の研究により博士、修士の学位を授与された者
- (7) デジタル・IT化及びソフトウェアについての専門知識を有し、中小企業者等の情報化促進に関する業務に2年以上の実務経験を有する者
- (8) デザインに関する業務に10年以上の経験を有する者
- (9) 貿易実務又は海外展開に関する業務に10年以上の経験を有する者
- (10) 前各号に掲げる者と同等若しくはそれ以上の知識と経験を有すると認められる者

### 3 募集

- (1) 専門家登録を希望する者は、「中小企業エキスパート派遣事業専門家登録申請書（様式）」により機構に申請するものとする。
- (2) 専門家の募集は、必要に応じて、随時行うものとする。

### 4 登録

- (1) 専門家の登録は、機構理事長が決定するものとする。  
なお、決定に当たっては、原則申請者に面談をするものとする。
- (2) 機構は、結果について申請者に通知するものとする。

### 5 登録名簿の作成

機構は、登録名簿を備え、登録承認を受けた専門家について必要事項を記載しておかなければならない。

## 6 登録有効期間

登録有効期間は、登録日から令和12年5月31日までとする。

## 7 登録の取り消し

機構は、専門家が次の各号の一に該当する場合は、登録を取り消すことができる。

- (1) 事業で知り得た秘密を漏らしたとき又は自己の利益のために利用したとき。
- (2) 事業の目的又は内容を逸脱した行為があったとき。
- (3) 専門家としての肩書を事業の目的以外で利用したとき又は自己の利益のために利用したとき。
- (4) 派遣先に対し、自らの営業行為を行ったとき。
- (5) 機構の業務遂行に支障を与える行為をしたとき。
- (6) 虚偽の専門家登録の申請又は更新をしたとき。
- (7) 心身の故障等により、業務の遂行ができなくなったとき。
- (8) 本人の申し出があったとき。
- (9) 登録期間終了後に案内した更新手続きを行わなかった場合。
- (10) 専門家への連絡がつかないとき。
- (11) その他専門家として適当でないと認められるとき。

## 8 その他

この要項に定めるもののほか、必要な事項は機構理事長が別に定める。

付 則

この要項は、令和2年4月1日から施行する。

付 則

この要項は、令和2年6月1日から施行する。

付 則

この要項は、令和7年6月1日から施行する。

付 則

この要項は、令和8年4月1日から施行する。